

○立川市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

平成27年2月6日要綱第3号

立川市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、立川市下水道条例施行規則（昭和35年立川市規則第8号）第3条第10号後段の規定に基づき、システムの適切な設置及び維持管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザ部（生ごみを破砕する装置をいう。以下同じ。）で破砕した生ごみを含む排水を、排水処理部（当該排水の汚濁を低減するための処理をする装置をいう。以下同じ。）で処理してから公共下水道へ排除する機器の総体であるディスポーザ排水処理システムをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザ部からの排水及び台所排水を専用の排水管で排水処理部へ搬送し、生物により処理した処理水のみを公共下水道へ排水するとともに、汚泥を別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザ部からの排水及び台所排水を排水処理部内の機械的な装置により、固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）及び液体に分離し、分離した液体のみを公共下水道へ排水するとともに、乾燥ごみ等を別途廃棄する方式のシステムをいう。
- (4) 使用者 システムを使用する者をいう。
- (5) 管理組合等 集合住宅において、第6条に規定するシステムの維持管理を前号の使用者に代わって行うものをいう。
- (6) 製造者 システムを製造する者をいう。
- (7) 販売者 システムを販売する者をいう。
- (8) 維持管理業者 使用者又は管理組合等との維持管理業務委託契約に基づき、システムの維持管理を行う者をいう。
- (9) 規格適合評価書 下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）

(平成25年3月公益社団法人日本下水道協会(以下「下水道協会」という。)作成。以下「性能基準(案)」という。)による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。

(10) 認証書 性能基準(案)による製品認証を受けたことを示す文書をいう。

(11) 適合評価書 下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月下水道協会作成)に適合することを示す文書をいう。

(設置の基準)

第3条 使用者が使用することができるシステムは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたもの

(2) 前号に掲げるもののほか、機械処理タイプにあつては、下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月下水道協会作成)に適合したものの

2 システムの設置工事は、立川市指定下水道工事店が行うものとする。

3 システムの設置は、システムが正常に機能するように適正かつ的確に行うものとする。

4 生物処理タイプのディスポーザ部の交換は、性能基準(案)によるディスポーザ部の規格適合評価及び製品承認を受けたものとする。

5 機械処理タイプのディスポーザ部及び排水処理部の交換については、既設のものと同様の機種によるものとする。

(排水設備の届出)

第4条 システムの新設、増設、変更又は廃止(以下「新設等」という。)を行おうとする者は、立川市下水道条例(昭和35年立川市条例第15号)第4条第1項に規定する計画及び立川市下水道条例施行規則第4条に規定する排水設備新設等計画の届出を行う際に、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、前条第4項又は第5項に規定する交換に該当する場合は、当該書類の添付を省略できるものとする。

(1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書(第1号様式)

(2) 規格適合評価書及び認証書の写し。ただし、前条第1項第2号に該当する場合にあつては、適合評価書の写し

(3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに契約が成立していないときは、維持管理業務委託契約確約書(第2号様式)

(4) システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等

(5) その他公共下水道管理者が必要と認めるもの

2 使用者又は管理組合等は、維持管理業者を変更したときは、前項に規定する書類のうち、変更のある書類を提出するものとする。

(認証マークの表示)

第5条 性能基準（案）による規格適合評価及び製品認証を受けたシステムは、下水道協会が発行し、又は承認する認証マークを機器の見やすい箇所に表示するものとする。

2 システムの新設等をした使用者又は管理組合等は、表示した認証マーク及び機器の写真を公共下水道管理者に提出するものとする。

(維持管理)

第6条 使用者又は管理組合等は、設置したシステムの性能を保持するため、第4条第1項第1号に定める書類に基づき、適正な使用及び維持管理に努めるものとする。

2 使用者又は管理組合等は、システムの維持管理に関し、公共下水道管理者の指示に従うものとする。

3 システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理するものとする。

4 使用者又は管理組合等は、システムの使用に当たり公共下水道に影響を及ぼす事故若しくは故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、直ちに公共下水道管理者に報告し、その指示に従うものとする。

5 製造者又は販売者は、システムを販売するときは、使用者又は管理組合等に対し、必要な維持管理を行うことを説明し、その理解を得るように努めるものとする。

(資料の保管及び提出)

第7条 使用者又は管理組合等は、システムの維持管理に関するデータを3年間保管し、公共下水道管理者から維持管理に関する報告を求められたときには、速やかに提出するものとする。

(立入調査等)

第8条 公共下水道管理者は、設置したシステムの新設等及び維持管理について必要と判断したときは、下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に基づく立入調査等を行うことができる。

2 使用者又は管理組合等は、前項に規定する立入調査等に協力するものとする。

(地位の承継)

第9条 システムを有する建築物等の譲渡、貸付等（以下「譲渡等」という。）があった場合には、当該建築物等の譲渡等を受けた者は、前3条に規定する使用者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定による承継の届出は、第4条第1項第1号に定める書類によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、システムの設置及び維持管理について必要な事項は、性能基準（案）の趣旨にのっとり実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。